

## WGとりまとめ項目（イメージ）※

※今後の意見、評価基準検討部会の検討結果等を踏まえ、草立て・内容等を変更する可能性がある。

1. はじめに
2. 本WG設置までの経緯
  - ✓ 前WGの概要
  - ✓ 前WGとりまとめ後の国における対応  
(南海トラフ情報の運用、政府の当面の対応、モデル地区検討) 等
3. モデル地区における検討
  - ✓ 静岡県、高知県、中部経済界における検討内容 等
4. 南海トラフ沿いで観測される異常な現象として想定するケース

「半割れ」、「一部割れ」、「ゆっくりすべり」の3ケースについて

  - ✓ 各ケースの概要、各ケースで想定する現象の評価基準※  
※「評価基準検討部会」でのとりまとめ内容
  - ✓ 各ケースで想定される社会状況 等
5. 各ケースにおける防災対応の方向性
  - ✓ 防災対応の基本的な考え方
  - ✓ ケースごとの住民や企業における防災対応の方向性 等
6. 防災対応を実行するに当たっての社会的仕組み (P3以降に詳細を記述)
  - ✓ 防災対応の計画づくり
  - ✓ 異常な現象が観測された際の情報の伝え方
  - ✓ 防災対応の一斉開始の仕組み
  - ✓ 防災対応の終了の仕組み 等

## 7. 住民や企業の防災対応を検討・実施するに当たって、配慮すべき事項 (P3)

以降に詳細を記述)

- ✓ 突発地震対策の促進
- ✓ 社会的混乱の抑制
- ✓ 避難先の確保と運営等
- ✓ 防災訓練の実施
- ✓ 住民や企業における防災対応の検討を促すためのガイドライン（仮称）
- ✓ 個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項 等

## 8. おわりに

## 6. 7. の詳細イメージ※

※今後の意見、評価基準検討部会の検討結果等を踏まえ、草立て・内容等を変更する可能性がある。

### 6. 防災対応を実行するに当たっての社会的仕組み

社会的混乱を回避し、速やかにかつ確実に防災対応を行うため、あらかじめ、避難対象地区、避難行動等住民や企業等が取るべき対応を周知しておくことが必要。また、防災対応の開始（終了）の情報伝達の仕組みを構築し、国、県、市町村は、異常な現象が観測された場合に防災対応を行うための十分な体制をとることが必要

#### (防災対応の計画づくり)

- 防災対応を、いざというときに混乱なく適切に行うためには、住民や企業等がとるべき防災対応の計画をあらかじめ定めることが必要
- 計画策定を求める対象地域については、震度6弱以上が想定される地域等南海トラフ地震で著しい被害が生ずるおそれがある地域が基本
- 国は、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応に関する基本の方針や、県や市町村、企業等が策定する計画の基本となるべき事項等を定め、それら計画が矛盾なく調和のとれた形にすることが必要
- 県は、国の基本の方針等を踏まえ、市町村等への情報伝達の方法や避難対象地区の考え方、平時の広報、訓練等、市町村の計画の基準となる方針を計画で示すことが必要
- 市町村は、国の基本の方針や県の計画等を踏まえ、地域住民等への情報伝達の方法や具体的な避難対象地区、平時の広報、訓練等について計画で示すことが必要
- 地震に伴い社会に大きな影響を及ぼす可能性がある等の大震法により地震防災応急計画策定が求められている企業等は、国の基本の方針や県及び市町村の計画等を踏まえ、利用者や従業員等への情報伝達方法や平時の広報、訓練等について計画で示すことが必要

- 計画の策定に当たって、地震発生の可能性や住民の防災対応の検討内容等に関して、住民に説明し、理解をしてもらうことが必要
- また、地方公共団体、指定公共機関等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関連しているため、各主体の計画が地域で調和の図られたものにする必要がある

#### **(異常な現象が観測された際の情報の伝え方)**

- 国は、地方公共団体、企業等が、ケースごとに必要な防災対応を適切に実施できるよう、該当するケースが分かるように丁寧に情報伝達することが必要
- また、国は、24時間体制で、地震等の現象が今回想定しているケースに該当するかを評価するため、有識者等の意見を伺う体制が必要
- さらに、国は、異常な現象に関する情報が発表された場合、地震活動の見込み、地殻変動の状況等を定期的に丁寧に発表することが必要

#### **(防災対応の一斉開始の仕組み)**

- 各ケースにおいて、国は、実施すべき防災対応のレベルに応じて、住民や企業等が防災対応を開始する必要がある旨等を明らかにすることが必要

#### **(防災対応の終了の仕組み)**

##### **<半割れケース>**

- 異常な現象発生後の観測では、後発の地震の発生時期や安全になったと判断される時期等が明確に分からないことから、防災対応を実施する期間をあらかじめ定めておくことが必要
- 世界における過去に発生した地震事例に基づく地震発生の可能性や社会的な受忍の限度を踏まえ、あらかじめ定める対応期間としては1週間程度が基本

- 地震活動等の状況あるいは被災地域を含む社会の状況に応じて、防災対応の期間を変更できるようにすることも必要
- あらかじめ定めた防災対応の実施期間の経過後、国は対応期間が経過した旨を明らかにすることが必要
- その際、全国一斉で対応をやめるのではなく、地域や企業が個々の状況に応じて警戒レベルを落とした「一部割れケース」の防災対応が標準

＜一部割れケース＞

- 「一部割れケース」の防災対応を実施する期間としては、世界における過去に発生した地震事例に基づく地震発生の可能性や社会的な受忍の限度を踏まえ、「半割れケース」と同様に1週間程度が基本

＜ゆっくりすべりケース＞

- 「ゆっくりすべりケース」では、定量的な地震発生の可能性の評価ができず、一定の期間を対象に防災対応を強化することが困難であるため、防災対応を実施する期間を示すことはしない

＜地震発生可能性に関する住民・企業の理解＞

- 安全宣言と誤解されないよう、対応期間の経過後に大規模地震が発生する可能性があることを、住民や企業等が理解しておくことが必要

(.....)

- .....

## 7. 住民や企業の防災対応を検討・実施するに当たって、配慮すべき事項

### (突発地震対策の促進)

- 地震対策は突発地震への備えが基本であり、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応については、その上で、更なる減災を目指すもの

- 異常な現象が観測されずに突発的に大規模地震が発生する機会が多いことも考慮すると、耐震化や企業 BCP の作成・充実、必要な食料等の備蓄、発災後の早期復旧対策の実施等、突発地震に対して実施しておくべき対策を一層進めていくことが、南海トラフ地震対策全体としては最も有効
- また、突発地震対策を進めることにより、異常な現象が観測された場合の防災対応の負担を軽減することにも繋がる
- 特に、ライフライン等については、住民や企業の活動に大きく影響するため、耐震化等の突発地震対策を加速することが望まれる

#### **(社会的混乱の抑制)**

- 異常な現象が観測された場合、社会的な混乱が起これないように、平時からの訓練や広報の実施により、異常な現象に関する情報の内容や情報が発表された場合に取りべき対応についての理解を深めることが必要
- 「ゆっくりすべりケース」は、他のケースと異なり、地震等の現象は発生しないが、南海トラフでは前例のない事例として、メディア等で様々な見解が報じられ、社会的に混乱するおそれがあるため、国は、気象庁の評価検討会において評価された結果を丁寧に周知することが必要

#### **(避難先の確保と運営等)**

- 異常な現象が観測された場合、津波被害から多数の避難者が想定されるなか、建物倒壊や土砂災害による被災のおそれによる避難も加えると、避難者数は膨大になることが想定される
- 社会が混乱せずに冷静に必要な防災対応を実施するためには、避難する住民は、あらかじめ、安全な知人宅や親類宅等を自ら確保しておくことが重要
- 一方、そのような対応が困難な住民に対しては、地方公共団体は避難先の確保等の必要な対応をとる必要があるとともに、国は、例えば避難先

となり得る国所有の施設の提供を関係機関に要請する等、必要な環境整備に努める

- また、避難先の運営については、日頃から自主防災組織の育成強化に努め、地域住民で協力して実施できる体制を構築しておくことが重要
- なお、避難対象地域の防犯等に対する取組についても検討しておくことが必要

#### **(防災訓練の実施)**

- 地方公共団体や企業は、計画に基づいた防災対応が円滑に実施されるよう、防災訓練を定期的に行うことが必要
- また、訓練の反省点等を踏まえ訓練を充実させることや計画を見直すことが重要

#### **(住民や企業における防災対応の検討を促すためのガイドライン（仮称）)**

- 住民や企業等は個々の状況に応じて、自らの防災対応をあらかじめ検討し、それを実施することが必要
- これらの検討や防災対応を効果的に実施するため、国は、防災対応の基本的な考え方、検討すべき項目、検討手順、留意点、検討に参考となるデータ等をまとめた「ガイドライン（仮称）」を示すことが必要
- 「ガイドライン（仮称）」では、国が各ケースの防災対応の基本的な考え方を示し、地域や企業の状況に応じて、地方公共団体や企業自ら、具体的な防災対応を検討・決定できるように留意することが必要
- 地方公共団体や企業が防災対応を検討するに当たっては、交通機関やライフライン、学校等が実施する防災対応が大きく影響するため、それらと調和を図ることが必要

#### **(個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項)**

- 住民や企業における防災対応の方向性を踏まえ、以下に示す個別分野における防災対応の方向性について、関係省庁と調整の上、明らかにすることが必要
  - ✓ 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設、石油類等の危険物を取り扱う施設、旅客運送、大規模工場、社会福祉施設、道路、放送、ガス、水道、電気、金融等

( . . . . )

- . . . . .